最終更新日:2015年7月2日
株式会社テクノスマート
代表取締役社長 高橋　進
問合せ先:管理部 06-6253-7200
証券コード:6246
http://www.technosmart.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、継続的な安定成長と発展による企業価値の向上を目指して、利害関係人に貢献するためのコーポレート・ガバナンスの充実による公正で透明性の高い経営体質の継続が、最重要課題と考えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
テクノスマート取引先持株会	1,361,000	12.57
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,032,000	9.53
富士火災海上保険株式会社	402,375	3.71
KBL EPB ORDINARY ACCOUNT107501 (常任代理人　株式会社みずほ銀行)	385,000	3.55
SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	340,000	3.14
株式会社滋賀銀行	321,875	2.97
テクノスマート従業員持株会	306,075	2.82
椿本興業株式会社	278,250	2.57
東京産業株式会社	267,000	2.46
株式会社立花エレテック	238,000	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桜井征三郎	他の会社の出身者											
矢井田修	他の会社の出身者											
波多江嘉度	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桜井征三郎	○	○	該当事項ございません。	東京証券取引所の独立役員としての要件を完全に満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定いたしております。
矢井田修	○	○	該当事項ございません。	東京証券取引所の独立役員としての要件を完全に満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定いたしております。
			過去において、当社が借入を行っている株式会社三菱東京UFJ銀行中之島支社	平成23年12月に株式会社クラブコスメチックスに出向後、平成24年8月に株式会社三菱東京UFJ銀行を退職し、また当社の株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入額が平成22年度から平成26年度の過去5年間において、平均で約97百万円(借入先順第3位から第4位、総資産に対する割合平均0.63%)で、過去5年間の

波多江嘉度	○	○	の支社長でありましたが、平成23年12月に株式会社クラブコスメチックスに出向し、平成24年８月をもって、株式会社三菱東京UFJ銀行を退職しております。	金融機関からの当社借入総額に占める株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入割合は平均で12.77%、最高でも17.50%であり、金融機関の代替性があること、及び株式会社三菱東京UFJ銀行が所有する当社株式数は平成27年３月31日現在、8,000株で発行済株式総数の約0.07%であることから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会は、監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会事務局を設置し、監査室のスタッフ（内部監査人）が監査等委員会の事務局を兼務しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会、会計監査人、監査室は、必要に応じて情報交換及び意見交換を実施し、内部統制システムを利用した組織的な監査を行う予定です。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

桜井征三郎、矢井田修および波多江嘉度とも独立役員としての要件を完全に満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと考えています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、経常利益などの経営管理指標を業績評価の基準とし、支給額に反映しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2014年度における取締役および監査役に対する報酬支給総額は、各々57百万円、21百万円です。社外監査役に対する報酬支給総額は11百万円であり、上記金額に含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役（監査等委員）には、監査室のスタッフ（内部監査人）が、監査等委員会議事録の作成及び監査等委員会への資料の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、任期1年の取締役5名及び任期2年の監査等委員である取締役3名で構成されています。法令で定められた重要事項及び取締役会規則に定められた事項をはじめ、経営上の重要な案件について担当取締役より報告を受け、審議を行っています。原則として毎月1回、本社において開催しており、各取締役に対し、十分な監督機能を有していると考えています。

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されています。監査等委員である取締役は、監査等委員会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、監査室の内部統制システムを利用し、取締役会の職務執行監査を行っており、経営に対する監査を十分に果たしていきたいと考えています。

監査室は、内部統制システムを機能させるため、内部監査実施計画書を作成し、各部門に内部監査を実施しています。

経営会議は、取締役で構成され、原則として月2回開催しています。受注動向、業務進捗状況、組織人事をはじめ、経営全般に渡る諸問題に迅速に対処するための判断を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

平成27年6月25日開催の定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

この移行は、議決権を有する監査等委員である取締役（その過半数は社外取締役）により構成する監査等委員会を設置し、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るものであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	開かれた株主総会を目指し、集中日以外の日に開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書	
その他	機関投資家の依頼に対し、随時積極的に対応しています。また個人株主を主たる対象として年2回報告書を発行しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境活動の推進にあたり、「ISO14001」を取得しております。 当社は、企業の社会的責任をより広く果たしていくために「CSR委員会」を設置しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおりとする。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めるものとする。

＜監査等委員会の職務の執行のため必要な体制＞

会社法第399条の13第1項第1号ロに基づき、当社の監査等委員会の職務の執行のために必要な事項を、会社法施行規則第110条の4第1項の定める各事項に則して、具体的に決定するものである。

(1)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会事務局を設置し、監査室のスタッフ(内部監査人)が監査等委員会事務局のスタッフを兼務する。
監査等委員会事務局の職務は、次のとおりとする。
1. 監査等委員会議事録の作成
2. 監査等委員会への資料の提供
3. その他監査等委員会の職務の補助

(2)前条の取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項
監査等委員会事務局スタッフの任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとする。

(3)監査等委員会の第1条の取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前号に基づき取締役からの独立性を高められた監査等委員会事務局のスタッフが、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務遂行に必要な補助業務を実効的に行う。

(4)取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人の監査等委員会への報告に関する体制
取締役(監査等委員を除く)および使用人は、監査等委員会の定めるところにより、以下の事項に関し、要請に応じて、必要な報告および情報提供を行う。
1.内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
2.重要な会計方針および会計基準の決定ならびにそれらの変更
3.業績および業績見込の発表内容ならびに重要開示書類の内容
4.内部通報制度の運用および通報の内容
5.決裁書および議事録の内容

(5)前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告者が不利な取り扱いを受けることのないよう社内規程を整備し、これらの社内規程が適正に運用されているかを監査等委員会が確認する。

(6)監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会の活動に必要な費用を予算化し、予算枠の範囲外の費用についても必要なものは随時支払う。

(7)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と業務執行取締役との定期的な意見交換や、監査等委員が経営会議その他重要な会議へ出席し意見を述べる機会を確保する。
また、監査等委員は、社長直轄の監査部門および会計監査人から定期的に報告を受け、意見交換を行う。
監査等委員である取締役には、他の取締役および使用人から独立した執務室を提供する。

＜業務の適正を確保するための体制＞

会社法第399条の13第1項第1号ハに基づき、当社の業務の適正を確保するために必要な体制を、会社法施行規則第110条の4第2項に定める各事項に則して、具体的に決定するものである。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
役員および社員またはそれに準ずる者に法令・定款の遵守を徹底させるため、当社は企業行動指針を定め、また社員行動規範を守らせるためコンプライアンス委員会を設置し、違反行為があったときの報告体制として内部通報者制度を構築し、各部門のコンプライアンス委員からの実施状況の報告および管理体制ならびに研修体制を構築する。
また、当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力または団体等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合は、会社として毅然とした態度で対応する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報ならびにリスク管理およびコンプライアンスに関する情報を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制に整備し、文書管理規程を制定する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすあらゆるリスクを認識し、評価する仕組みを整備し、リスク管理の実効性を確保するためコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置し、それら各委員会の職務権限と責任を明確にした体制を整備する。また経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生または発生する恐れが起こった場合の体制を整備し、再発防止策等リスク管理規程・コンプライアンス規程を制定する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務権限と担当業務を明確にし、経営会議で経営計画および予算を立案し、その目標に向け具体案を立案・実行する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動指針「反社会的な者や団体への関与は行わない」に基づき警察当局、東警察署管内企業防衛対策協議会等との関係機関と連携し、また地域企業、代行機関等との情報交換を行い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の不当な要求に対して毅然とした態度で対応し一切の関係をもたない旨を基本方針としております。また社員全員には社員行動規範「反社会的勢力には屈服せず、断固として拒絶します」を定め、周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1)決定事項に関する情報
1.会社関係部署にて事前検討
2.経営会議に申請及び検討
3.取締役会に上程、決議
4.会社情報の取扱責任者による公開検討
5.管理部より公開手続実施

(2)発生事実に関する情報
1.発生事実に関する詳細報告を関係部署より代表取締役に提出
2.会社情報の取扱責任者による公開検討
3.情報の公開資料を経営会議で検討
4.管理部より公開手続実施

(3)決算に関する情報
(決算及び業績予想)
1.経営会議に申請及び検討
2.取締役会に上程、決議
3.会計監査人にて、財務諸表の監査手続
4.会社情報の取扱責任者により公開検討
5.管理部より公開手続実施

(配当)
1.経営会議にて検討
2.取締役会に上程、決議
3.会社情報の取扱責任者により公開検討
4.管理部より公開手続実施

